

へき地等における短期的な医師需給対策のための
紹介予定派遣の整備条件

医師会における実現のための整備条件の検討

No.117

2005年10月12日

日本医師会総合政策研究機構 畑仲 卓司

へき地等における短期的な医師需給対策のための 紹介予定派遣の整備条件

畑仲 卓司

【キーワード】

へき地の医師不足
紹介予定派遣
熟練医師派遣
ドクターバンク
無料職業紹介事業

【ポイント】

現状における通称「ドクターバンク」と呼ばれる「無料職業紹介事業所」は、県医師会が直接運営しているものが多く、医師の求人に対して求職は非常に少ない。

(財)北海道地域医療振興財団においては、熟練した医師を職業紹介の対象とした「熟練ドクターバンク」(無料職業紹介事業としてのもの)を平成 16 年 9 月より設立し、へき地の医師不足に対応しており、最近では紹介された医療機関に勤務するケースも出てきている。

紹介予定派遣(「労働者派遣」のうち、派遣元事業主が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、派遣労働者及び派遣先について、許可を受け又は届出をして「職業紹介」を行い、又は行うことを予定してするもの)を行うためには、「一般労働者派遣事業の許可」と「無料職業紹介事業の許可」の、二つの許可が必要である。

紹介予定派遣を実現する整備イメージとしては、「既存ドクターバンク発展パターン」と「日医・ドクターバンク平行展開パターン」の二つが想定される。

紹介予定派遣実現のための最も重要な整備条件は、対象となる熟練医師等の紹介予定派遣ニーズと登録可能性の把握である。

目次

1 . 検討の目的	1
2 . 医師会が関わっている主要な 無料職業紹介事業所と求人・求職の状況	2
(1) 運営状況・運営主体	
(2) 求人・求職状況	
(3) 求人形態	
3 . 熟練医師派遣の先進事例	8
(1) (財)北海道地域医療振興財団における熟練ドクターバンク	
(2) 既存の短期医師派遣(紹介)事業の実績	
4 . 労働者派遣法及び職業安定法からみた整備条件の検討	15
(1) 紹介予定派遣を行うために必要な事業許可	
(2) 「一般労働者派遣事業」の許可基準からみた整備条件	
(3) 「無料職業紹介事業」の許可基準からみた整備条件	
(4) 「一般労働者派遣事業」と「無料職業紹介事業」の基本的許可基準の対応	
(5) 医師会が紹介予定派遣を行う場合に整備する条件のポイント	
5 . 紹介予定派遣の整備イメージと整備条件	29
(1) 整備イメージ検討に際しての前提	
(2) 整備イメージの想定	
(3) 実現のための整備条件	

1 検討の目的

近年、へき地を中心に医師の需要に対してその供給が過少となっており、こうした医師需給が不均衡な地域への、根本的かつ早急な医師供給体制の整備が必要とされている。しかし、根本的な医師供給体制整備には、多くの関係機関の協力・調整が必要なことから、今後その整備には多くの時間がかかることが考えられる。

また、こうした不均衡を解消する目的で、都道府県の中には医師会を中心に「医師等の無料職業紹介所」(通称「ドクターバンク」と言われる)をこれまで行っている地域もあるが、医師の求人に対して求職が非常に少なく、へき地における医師需給の課題の解消は図られていない状況にある。

しかし、医師の無料職業紹介が行われている地域の中には、定年後の勤務医や高齢になった開業医が、短期的にへき地の医療機関に受け入れられて、その医療支援に寄与しているという動きも見られる。

そこで本検討は、医師需給が非常に不均衡なへき地等における、当面の短期的な対応方策として「紹介予定派遣」を取り上げ、医師会を中心とした、実現に際しての整備条件を検討することを目的とするものである。

なお、「紹介予定派遣」とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、派遣労働者及び派遣先について、許可を受け又は届出をして職業紹介(派遣労働者・派遣先の間での雇用関係の成立をあっせん)を行い、又は行うことを予定してするものである。

そして、平成16年12月1日の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(以下、「労働者派遣法」という)の改正により、「紹介予定派遣」に限り医師・看護師等「病院等における医療関係の業務」が労働者派遣事業の適用業務となっている。

2 医師会が関わっている主要な無料職業紹介事業所と求人・求職の状況

(1) 運営状況・運営主体

日本医師会のホームページ等から、都道府県医師会（福島市医師会を含む）が関わっている主要な無料職業紹介事業所の運営主体別開設状況を、各運営主体のホームページ及び電話ヒアリングにより把握・整理したものが図表1である。

ここでの「無料職業紹介事業所」は、医師会が関わって設立されたと考えられるもので、「職業安定法」に基づいて認可されているものを対象としている。

その結果、全国の都道府県及び県庁所在地レベルの地域で、医師会が関わっている主要な無料職業紹介事業所としては、13の事業所が確認された。

その運営主体の形態は、医師会が9、医師協同組合が2、そしてその他の財団・団体が2であり、現状における無料職業紹介事業所は県医師会が直接運営しているものがほとんどであった。

その他の財団・団体とは、一つが「(財)北海道地域医療振興財団」で、北海道・道内市町村及び医療関係団体等により、広く地域医療振興のために設立されている。いま一つは、「(社)徳島県医師・歯科医師無料職業紹介事業所」で、名称にもあるように無料職業紹介を事業目的として設立され、県の委託を受けて事業を行っている。

図表 1 医師会が関わっている主要な無料職業紹介事業所と運営主体

地域	運営主体の形態			合計	備考
	医師会	医師協同組合	その他		
北海道			(財)北海道地域医療振興財団		財団法人。 北海道、道内市町村、医療関係団体等が設立。
新潟県					
島根県					
岡山県					
山口県					
徳島県			(社)徳島県医師・歯科医師 無料職業紹介所		社団法人。 県の委託事業。
愛媛県					
香川県					
高知県					
福岡県					
宮崎県					
鹿児島県					
福島市					
合計	9	2	2	13	

資料：各運営主体のホームページ及び電話ヒアリング

(2) 求人・求職状況

前記で把握された医師会が関わっている主要な無料職業紹介事業所における、最新時点の求人・求職の状況（愛媛県を除く）を、ホームページ上で把握・整理したものが図表 2 である。

これを見て明らかなように、全体 12 事業所の内ほとんどの事業所（9 事業所）において、求人人数（B）に対する求職人数（D）の比率（求職人数対求人人数比、 D/B ）は 10% を下回っていて、新潟県・島根県・高知県においては 1.8%・1.7%・2.8% という低い比率を示している。そして、平均では 10.5% と、ほぼ求人人数 10 人に対して、求職人数 1 人という状況となっている。

また、求人件数（A）に対する求職人数（D）の比率（求職人数対求人件数比、 D/A ）においても、全体 12 事業所の内 7 事業所が 10% を下回り、2 事業所が 10~20% の間の比率を示す状況でもある。そして、平均では 21.3% と、ほぼ求人件数 5 件に対して求職人数 1 人という状況となっている。

こうした中で、求人人数あるいは求人件数に対して求職人数の多いところとして、北海道及び徳島県があり、求職人数対求人人数比及び求職人数対求人件数比は、前者が 46.7%、80.5%、後者も 28.6%、50.0% となっている。

因みに、北海道・徳島線ともその運営主体は、医師会ではなく財団法人及び社団法人となっている。

図表2 医師会が関わっている主要な無料職業紹介事業所の求人・求職状況

運営主体	求人		求職	備考
	件数(件) A	人数(人) B	人数(人) D	
(財)北海道地域医療振興財団	133	229	107	平成16年3月現在。 求人に歯科5件・6人、求職に歯科17人を含む。
新潟県医師会	83	169	3	平成16年12月現在。 求人数の無回答は1人、数名は2人、多数は3人としてカウント。
島根県医師会	29	59	1	平成17年2月現在。 求人数の若干名は2名としてカウント。
岡山県医師会	48	59	4	求人は平成17年2月現在、求職は平成16年10月現在。 常勤・非常勤は2名としてカウント。
山口県医師会	16	21	1	平成17年4月現在。
(社)徳島県医師・歯科医師 無料職業紹介所	20	35	10	平成16年2月現在。 求人に歯科2件・2人、求職に歯科6人を含む。
香川県医師会	18	24	1	平成17年4月現在。
高知県医師会	23	36	1	平成17年1月現在。
福岡県医師会	87	188	9	平成17年4月現在。
宮崎県医師協同組合	39	127	7	平成17年3月現在。
鹿児島県医師協同組合	98	131	6	平成17年2月現在。
福島市医師会	3	10	1	平成16年1月現在。
合計	597	1,088	151	
	求人に対する求職の比率			
			D/A	D/B
(財)北海道地域医療振興財団			(80.5%)	[46.7%]
新潟県医師会			(3.6%)	[1.8%]
島根県医師会			(3.4%)	[1.7%]
岡山県医師会			(8.3%)	[6.8%]
山口県医師会			(6.3%)	[4.8%]
(社)徳島県医師・歯科医師 無料職業紹介所			(50.0%)	[28.6%]
香川県医師会	(100.0%)	[100.0%]	(5.6%)	[4.2%]
高知県医師会			(4.3%)	[2.8%]
福岡県医師会			(10.3%)	[4.8%]
宮崎県医師協同組合			(17.9%)	[5.5%]
鹿児島県医師協同組合			(6.1%)	[4.6%]
福島市医師会			(33.3%)	[10.0%]
合計			(25.3%)	[13.9%]
平均			(21.3%)	[10.5%]

資料：各運営主体のホームページ

(3) 求人形態

更に、これら無料職業紹介事業所における、常勤・非常勤別の求人形態（北海道・愛媛県を除く）を整理したものが図表3である。なお、各形態の求人数を求める際には、各備考欄にある前提をおいてカウントを行っている。

これを見ると、平均では全体の72.9%が常勤（A）の勤務形態が求められており、非常勤（B）が求められている求人数は24.8%であった。この平均の比率は、10事業所の求人数を合計したものと比べてみても、ほぼ同じ数値となっている。

こうした中で、非常勤（B）の比率の比較的高い事業所もあり、これに該当するところとしては、岡山県・香川県・福岡県・福島市といった事業所がある。

一方、常勤（A）の比率のかなり高い事業所としては、新潟県・島根県・山口県・宮崎県といった事業所がある。

図表3 医師会が関わっている主要な無料職業紹介事業所の求人形態

運営主体	求人形態(人)				備考
	常勤 A	非常勤 B	どちらでも可 C	合計 A + B + C	
新潟県医師会	127	16	26	169	平成16年12月現在。 求人数の無回答は1人、数名は2人、多数は3人としてカウント。
島根県医師会	51	6	2	59	平成17年2月現在。 求人数の若干名は2名としてカウント。
岡山県医師会	39	20	0	59	求人は平成17年2月現在、求職は平成16年10月現在。 常勤・非常勤は2名としてカウント。
山口県医師会	21	1	0	22	平成17年4月現在。
(社)徳島県医師・歯科医師 無料職業紹介所	25	10	0	35	平成16年2月現在。 求人に関科2件・2人、求職に関科6人を含む。
香川県医師会	12	12	0	24	平成17年4月現在。
高知県医師会	28	7	1	36	平成17年1月現在。
福岡県医師会	124	64	0	188	平成17年4月現在。
宮崎県医師協同組合	102	25	0	127	平成17年3月現在。
福島市医師会	6	4	0	10	平成16年1月現在。
合計	535	165	29	729	
	求人形態の比率				
	常勤 A	非常勤 B	どちらでも可 C	合計 A + B + C	
新潟県医師会	75.1%	9.5%	15.4%	100.0%	
島根県医師会	86.4%	10.2%	3.4%		
岡山県医師会	66.1%	33.9%	0.0%		
山口県医師会	95.5%	4.5%	0.0%		
(社)徳島県医師・歯科医師 無料職業紹介所	71.4%	28.6%	0.0%		
香川県医師会	50.0%	50.0%	0.0%		
高知県医師会	77.8%	19.4%	2.8%		
福岡県医師会	66.0%	34.0%	0.0%		
宮崎県医師協同組合	80.3%	19.7%	0.0%		
福島市医師会	60.0%	40.0%	0.0%		
合計	73.4%	22.6%	4.0%		
平均	72.9%	24.8%	2.3%		

資料：各運営主体のホームページ

3 熟練医師派遣の先進事例

(1) (財)北海道地域医療振興財団における熟練ドクターバンク

(財)北海道地域医療振興財団

北海道地域医療振興財団(以後、「医療振興財団」という)は、北海道の地域医療の充実に目的として、北海道、道内市町村および医療関係団体等が、昭和60年11月に全国に先駆けて設立した公益法人(基本財産267,826千円)である。

既存の短期医師派遣事業について

医療振興財団では「ドクターバンク事業」として、医師・歯科医師(常勤)の求人求職の紹介事業とともに、これまで短期医師派遣(紹介)事業を行ってきた。

短期医師派遣(紹介)事業としては、医療振興財団が「北海道地域医療三大学協議会」における窓口となって、短期医師派遣(紹介)を行う「三大学(北大・旭医大・札医大)派遣事業」と、財団独自に医師を登録して派遣(紹介)する「財団独自派遣事業」を行ってきた。

前者の事業は、主に医療機関の医師が学会に出席したり、研修会に参加する場合に対応する派遣(紹介)制度である。また、後者の事業は、主に医療機関の医師が休暇等により一時不在となる場合に対応する派遣(紹介)制度となっている。

ただし、これらの短期医師派遣(紹介)事業は紹介・調整だけを行う形式で行われており、医師と医療機関との契約や報酬等の支払は、両者の間で直接行われることを基本としているとのことである。

また、この短期医師派遣(紹介)事業は、「労働者派遣法」による「労働者派遣事業」等の認可はとっていない。

熟練ドクターバンクとは

「熟練ドクターバンク」とは、開業医で代を譲られた方や、勤務医で定年退職された方などを紹介の対象として、これらの方々を北海道内の医療機関へ職業紹介するシステムで、平成 16 年 9 月より開始された。

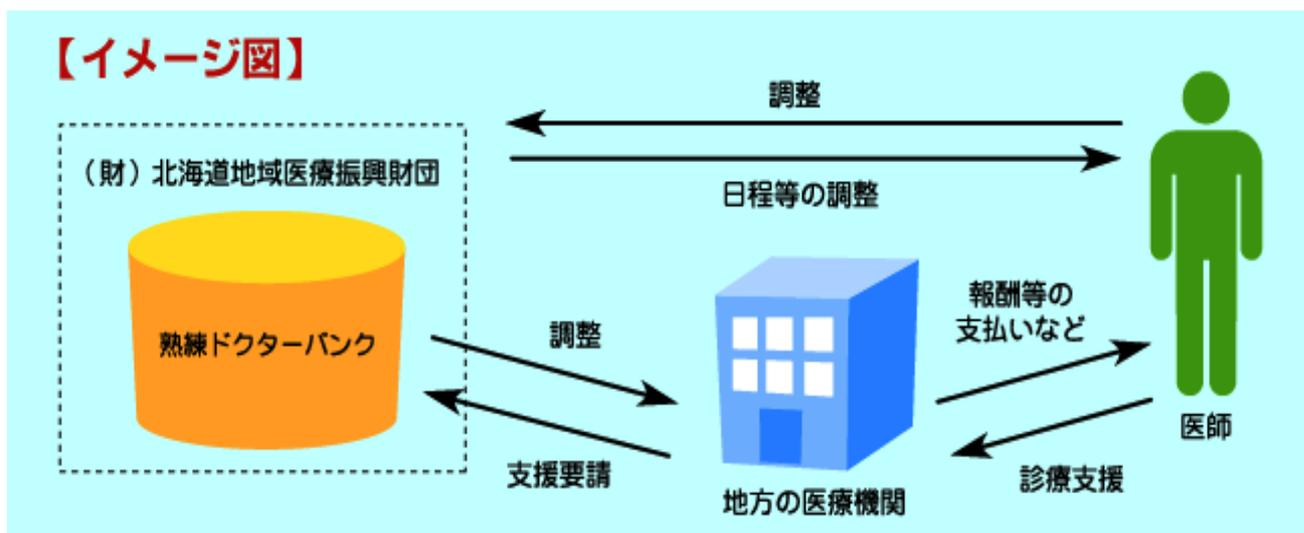
本システムは、医療振興財団を運営主体とし、地域医療に協力出来る前記のような熟練した医師に、財団に設置するバンクへの登録を行ってもらい、道内の医療機関からの支援要請に応じて、病院等での診療支援を行ってもらう仕組みとなっている。そして、これまでの短期医師派遣（紹介）事業の延長線上に位置づけられるものである。

平成 16 年 9 月より稼働しているため、現状における実績データはまだ整理されていない。

熟練ドクターバンクの仕組み

本システムの仕組みは、まず協力してもらえる医師に、あらかじめ、財団に設置する「熟練ドクターバンク」に登録してもらう。

財団では、自治体病院等からの協力要請を受け、登録してもらった医師との間で、日程調整や条件整理（報酬、診療内容等）を行った上で、登録した医師に道内の病院等で診療支援を行ってもらう仕組みとなっている。



資料：（財）北海道地域医療振興財団ホームページ

熟練ドクターバンクの業務実態等

医療振興財団の担当者へのヒアリングによって、「熟練ドクターバンク」の業務実態等を次に整理した。

- ・本システムは、これまで行ってきた医師等の求人・休職の斡旋及び紹介等「ドクターバンク事業」の一形態である。
- ・医師に登録してもらうため、当初は北海道医師会の協力によるアンケート調査を行った。また、随時受け付けており、道内の3大学の同窓会名簿による情報等で募集を行っている。
- ・認可形態は、「無料職業紹介事業」のみでやっている。現在「短期医師派遣（紹介）」といているが、これはあくまでも（法的には）「職業紹介」である。
- ・「短期医師派遣（紹介）」とはいているが、どちらかと言えば医師に要請して行ってもらっている状況にある。
- ・登録医師は、60歳代が中心。現在32名登録しており、その内2/3が札幌市在住の登録者。
- ・この内、常時4~5名が動ける状況にはある。
- ・現在、他県等からの登録者はいない。他県からだ、受け入れ側の交通費負担等が大きくなることが考えられる。
- ・「短期医師派遣（紹介）」による診療形態は、2泊3日（金曜日夕方の宿直をやって土・日曜日勤務してくる）が基本となっていて、長くて4日である。
- ・平成15年度における、財団独自派遣と三大学派遣を合わせた「短期医師派遣（紹介）」全体の実績は、回数で413回、派遣日数1,294日となっている。（平均1回当たり3.1日）
- ・現在、他の就職斡旋も含め、職員は1~2名で運営している。

(2) 既存の短期医師派遣(紹介)事業の実績

熟練ドクターバンクの実績データはまだ整理されていないが、既存の短期医師派遣(紹介)事業の実績データはあり、これを次に整理した。

なお、短期医師派遣(紹介)事業のデータは昭和 61 年度からあるが、平成 10 年度以前のデータはそのとり方が近年と異なっていることから、以下では平成 11 年度以降のみのデータを整理してある。(図表 4~6 参照)

財団独自派遣(紹介)の実績

平成 11 年度から平成 15 年度にかけての短期医師派遣(紹介)の状況をみると、財団独自派遣では派遣回数、人員、延日数とも近年増加傾向にある。そして、平成 15 年度の派遣実績は、派遣回数 395 回、派遣人員 395 人、派遣延日数 1,228 日及び派遣医療機関数 41 か所となっている。また、この 5 年間の平均は、各々 227.2 回、228.6 人、880.2 日及び、34.6 か所となっている。(図表 4 参照)

これらのデータから派遣 1 回当たりの人員をみると 1.0 人/回となっていて、1 回につき 1 人が派遣されていることが分かる。

次に、派遣 1 回当たり延日数及び 1 人当たり延日数をみると、平成 15 年度では各々 3.1 日/回、3.1 日/人となっており、5 年間の平均でみた場合は各々 3.9 日/回、3.9 日/人と同じ日数となっている。

更に、平成 15 年度に派遣された 1 医療機関当たりの派遣回数、人員、延日数をみると、各々 9.6 回/か所、9.6 人/か所及び、30.0 日/か所となっており、5 年間の平均では 6.6 回/か所、6.6 人/か所、25.4 日/か所となっている。

一方、平成 15 年度におけるその派遣医療機関の状況をみると、市町村病院が最も多く 24 か所(58.5%)、これに次ぐものが市町村診療所 9 か所(22.0%)となっている。(図表 5 参照)

三大学派遣(紹介)も含めた全体の実績

次に、平成 11 年度から平成 15 年度にかけての、三大学からの派遣(紹介)も含めた短期医師派遣(紹介)全体の状況をみると、財団全体でも派遣回数、人員、延日数とも近年増加傾向にある。そして、平成 15 年度の派遣実績は、派遣回数 413 回、派遣人員 423

人、派遣延日数 1,294 日及び派遣医療機関数 59 か所となっている。また、この 5 年間の平均は、各々 240.4 回、253.2 人、937.2 日及び、46.0 か所となっている。（図表 4 参照）

そして派遣 1 回当たりの人員をみると 1.0 人 / 回となっていて、前記と同様 1 回につき 1 人が派遣されていることが分かる。

また、派遣 1 回当たり延日数及び 1 人当たり延日数をみると、平成 15 年度では各々 3.1 日 / 回、3.1 日 / 人となっており、5 年間の平均でみた場合も各々 3.9 日 / 回、3.7 日 / 人と、財団独自派遣の場合とほぼ同じ日数となっている。

更に、平成 15 年度に派遣された 1 医療機関当たりの派遣回数、人員、延べ日数をみると、各々 7.0 回 / か所、7.2 人 / か所及び、21.9 日 / か所となっており、平均では 5.2 回 / か所、5.5 人 / か所、20.4 日 / か所と、ここでは何れも財団独自派遣（紹介）の場合より少なくなっている。

一方財団全体でみた場合の、平成 15 年度におけるその派遣医療機関の状況は、財団独自派遣（紹介）の場合と同様、市町村病院が最も多く 35 か所（59.3%）、これに次ぐものが市町村診療所 14 か所（23.7%）となっている。（図表 7 参照）

図表4 短期医師派遣経年変化

	財団独自派遣				三大学(北大・旭医大・札医大)派遣				合計			
	A 回数 (回)	B 人員 (人)	C 延日数 (日)	D 医療機関 (か所数)	A 回数 (回)	B 人員 (人)	C 延日数 (日)	D 医療機関 (か所数)	A 回数 (回)	B 人員 (人)	C 延日数 (日)	D 医療機関 (か所数)
平成11年度	136	136	806	23	10	25	58	10	146	161	864	33
平成12年度	116	120	547	37	11	23	54	11	127	143	601	48
平成13年度	155	158	652	25	16	30	70	11	171	188	722	36
平成14年度	334	334	1,168	47	11	17	37	7	345	351	1,205	54
平成15年度	395	395	1,228	41	18	28	66	18	413	423	1,294	59
合計	1,136	1,143	4,401	173	66	123	285	57	1,202	1,266	4,686	230
平均	227.2	228.6	880.2	34.6	13.2	24.6	57.0	11.4	240.4	253.2	937.2	46.0

	財団独自派遣						合計					
	B/A	C/A	C/B	A/D	B/D	C/D	B/A	C/A	C/B	A/D	B/D	C/D
	1回当たり 人員 (人/回)	1回当たり 延日数 (日/回)	一人当たり 延日数 (日/人)	1医療機関 当たり回数 (回/か所)	1医療機関 当たり人員 (人/か所)	1医療機関 当たり 延日数 (日/か所)	1回当たり 人員 (人/回)	1回当たり 延日数 (日/回)	一人当たり 延日数 (日/人)	1医療機関 当たり回数 (回/か所)	1医療機関 当たり人員 (人/か所)	1医療機関 当たり 延日数 (日/か所)
平成11年度	1.0	5.9	5.9	5.9	5.9	35.0	1.1	5.9	5.4	4.4	4.9	26.2
平成12年度	1.0	4.7	4.6	3.1	3.2	14.8	1.1	4.7	4.2	2.6	3.0	12.5
平成13年度	1.0	4.2	4.1	6.2	6.3	26.1	1.1	4.2	3.8	4.8	5.2	20.1
平成14年度	1.0	3.5	3.5	7.1	7.1	24.9	1.0	3.5	3.4	6.4	6.5	22.3
平成15年度	1.0	3.1	3.1	9.6	9.6	30.0	1.0	3.1	3.1	7.0	7.2	21.9
平均	1.0	3.9	3.9	6.6	6.6	25.4	1.1	3.9	3.7	5.2	5.5	20.4

資料: (財)北海道地域医療振興財団ホームページ

図表 5 財団独自派遣の医療機関の状況

(か所)

区 分	派遣先医療機関						計
	道立 病院	市町村 病院	公的 病院	道立 診療所	市町村 診療所	医 療 法 人	
平成15年度	2 4.9%	24 58.5%	1 2.4%	1 2.4%	9 22.0%	4 9.8%	41 100.0%
平成14年度	1 2.1%	27 57.4%	1 2.1%	5 10.6%	10 21.3%	3 6.4%	47 100.0%

注:要件 医師の休暇等により一時不在となる場合

資料: (財)北海道地域医療振興財団ホームページ

図表 6 三医大(北大・旭医大・札医大)からの派遣医療機関の状況

(か所)

区 分	派遣先医療機関						計
	道立 病院	市町村 病院	公的 病院	道立 診療所	市町村 診療所	医 療 法 人	
平成15年度	2 11.1%	11 61.1%	0 0.0%	0 0.0%	5 27.8%	0 0.0%	18 100.0%
平成14年度	0 0.0%	4 57.1%	0 0.0%	0 0.0%	3 42.9%	0 0.0%	7 100.0%

注:要件 学会に出席及び研修会への参加の場合(約2か月前予約)

資料: (財)北海道地域医療振興財団ホームページ

図表 7 三医大からの派遣を含む財団全体の派遣医療機関の状況

(か所)

区 分	派遣先医療機関						計
	道立 病院	市町村 病院	公的 病院	道立 診療所	市町村 診療所	医 療 法 人	
平成15年度	4 6.8%	35 59.3%	1 1.7%	1 1.7%	14 23.7%	4 6.8%	59 100.0%
平成14年度	1 1.9%	31 57.4%	1 1.9%	5 9.3%	13 24.1%	3 5.6%	54 100.0%

資料: (財)北海道地域医療振興財団ホームページ

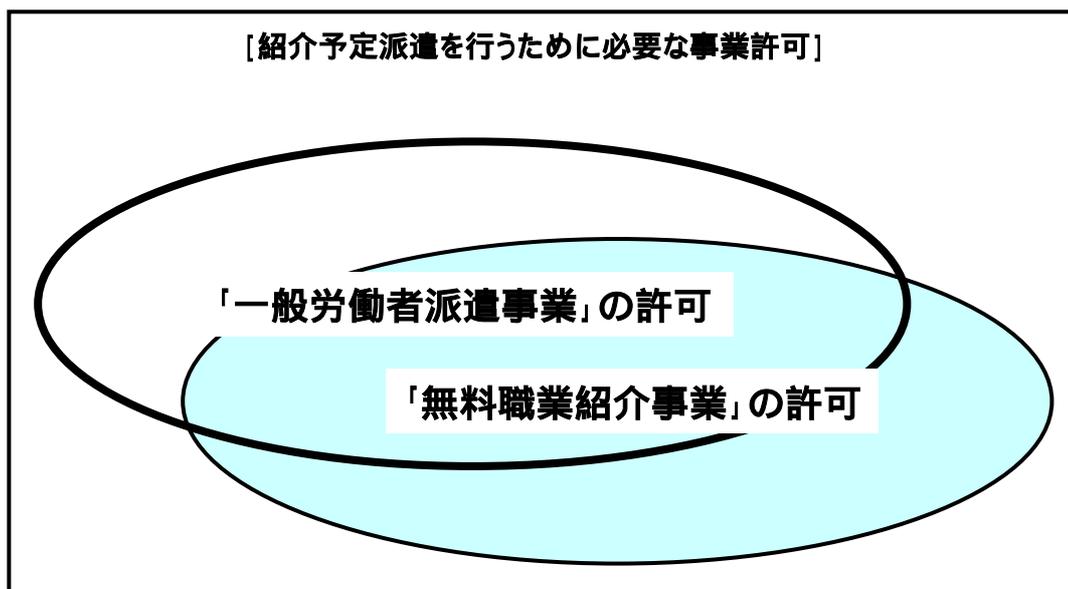
4 労働者派遣法及び職業安定法からみた整備条件の検討

(1) 紹介予定派遣を行うために必要な事業許可

紹介予定派遣を行うためには、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」(以下、「労働者派遣法」という)による「一般労働者派遣事業」の許可と、「職業安定法」による有料或いは無料の「職業紹介事業」の許可を各々取得する必要がある。

そこで、各々の許可を取得するための整備条件について、以下整理をする。

なお、「職業紹介事業」については、既存の許可を取っている医師会において「無料職業紹介事業」がほとんどであることから、これを前提とした整備条件を検討する。



(2) 「一般労働者派遣事業」の許可基準からみた整備条件

一般労働者派遣事業の許可を受けるためには、以下の条件を全て満たす必要がある。
(医師会として当然満たすことが出来るものについては除く)

専ら労働者派遣でないこと(労働者派遣法第7条第1項第1号)

当該事業所が専ら労働者派遣の役務を、特定の者に提供することを目的として行われるものでないこと。

雇用管理を適正に行う能力を有すること(労働者派遣法第7条第1項第2号)

事業を申請する者が、当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を、適切に行うに足りる能力を有するものであること。

1) 派遣元責任者に関する条件

- ・派遣元責任者として雇用管理を適正に行い得る者が、所定の要件及び手続に従って適切に選任、配置されていること。
- ・派遣元責任者は、業務を行うための基礎的な条件を満たすとともに、職業安定局長が委託する者が行う「派遣元責任者講習」(1日6時間)を受講する必要がある。
- ・ただし、この「派遣元責任者」は、後記「職業紹介事業」における「職業紹介責任者」と重複することが出来る。
- ・派遣元責任者が苦情処理等の場合に、日帰りで往復できる地域に労働者派遣を行うものであること。

例えば、日本医師会を紹介予定派遣元と想定した場合、全国ほとんどの地域が、東京から飛行機で日帰り可能な地域に該当すると考えられる。

- ・また、派遣元責任者が不在の場合の臨時的職務代行者があらかじめ選任されていること。
- ・したがって、業務を行う者は最低2名必要となる。

2) 派遣元事業主に関する条件

- ・派遣元事業主（法人の場合はその役員を含む）が派遣労働者の福祉の増進を図ることが見込まれる等、適正な雇用管理を期待し得るものであること。
- ・労働保険、社会保険の適用等派遣労働者の福祉の増進を図ることが見込まれるものであること。

3) 教育訓練に関する条件

- ・派遣労働者（登録者を含む）に対する能力開発体制（適切な教育訓練計画の策定、教育訓練の施設、設備等の整備、教育訓練の実施についての責任者の配置等）が整備されていること。
- ・医療関係業務の教育訓練のイメージについては、厚生労働省東京労働局に確認した。その回答は、派遣先の業務内容に応じた「スキルアップ」や、「一般的常識」「個人情報保護のために守るべき事項」等座学を中心としたもの及び、派遣元が必要と考えるスキル（派遣先で必要とされる）を現場で実習させるといったこと等が、想定されることである。
- ・派遣労働者に受講を義務付けた教育訓練について、費用を徴収するものでないこと。

個人情報 を適正に管理すること(労働者派遣法第7条第1項第3号)

個人情報を適切に管理し、派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。基本的には、個人情報保護法に対応した体制整備がなされていれば、概ね満たすことが出来る。

1) 個人情報管理の事業運営に関する条件

- ・派遣労働者となろうとする者及び派遣労働者（以下、「派遣労働者等」という）の個人情報を適正に管理するための事業運営体制が整備されていること。

2) 個人情報管理の措置に関する条件

- ・派遣労働者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

派遣事業を的確に遂行するに足る能力を有すること(労働者派遣法第7条第1項第4号)

一般労働者派遣事業を的確、安定的に遂行するに足りる財産的基礎、組織的基礎や当該事業に適した事業所の確保等、一定以上の事業遂行能力を備えること。

1) 財産的基礎に関する条件

- ・資産(繰延資産及び営業権を除く)の総額から負債の総額を控除した額(以下、「基準資産額」という)が、1千万円に当該事業主が一般労働者派遣事業を行う(ことを予定する)事業所の数を乗じた額以上であること。

すなわち、一カ所の事業所であれば1千万円でよい。

- ・基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。
- ・事業資金として自己名義の現金・預金の額が、8百万円に当該事業主が一般労働者派遣事業を行う(ことを予定する)事業所の数を乗じた額以上であること。

2) 組織的基盤に関する条件

- ・一般労働者派遣事業に係る指揮命令の系統が明確であり、登録者数に応じた適当な数の職員が配置される等組織体制が整備されていること。
- ・登録制を採用している場合にあっては、登録者数300人当たり1人以上の登録者に係る業務に従事する職員が配置されていること。
- ・ただし、当該職員は、派遣元責任者と兼任であっても差し支えない。

3) 事業所に関する条件

- ・事業所について、事業に使用し得る面積がおおむね20㎡以上あるほか、その位置、設備等からみて、一般労働者派遣事業を行うのに適切であること。
- ・ただし、この事業所のスペースは、後記「職業紹介事業」における「事業スペース」と重複することが出来る。

4) 適正な事業運営に関する条件

- ・一般労働者派遣事業を当該事業以外の会員の獲得、組織の拡充、宣伝等他の目的の手

段として利用しないこと、登録に際しいかなる名義であっても手数料に相当するものを徴収しないこと等、労働者派遣法の趣旨に沿った適切な事業運営を行うものであること。

- ・許可申請関係書類として提出された定款又は寄附行為及び登記簿の謄本については、その目的の中に「一般労働者派遣事業を行う」旨の記載があることが望ましいが、当該事業主の行う事業目的の中の他の項目において一般労働者派遣事業を行うと解釈される場合においては、一般労働者派遣事業を行う旨の明示的な記載は要しない。
- ・この件について、日本医師会のような全国的な公益団体の場合を、一般労働者派遣事業の申請窓口である厚生労働省東京労働局にヒアリングしたところ、定款の中の事業目的の中に「一般労働者派遣事業を行う」といった記載が必要とのことであった。

民営職業紹介事業と兼業する場合の整備条件

一般労働者派遣事業と民営（有料・無料）職業紹介事業の許可の要件をともに満たす限りにおいて、兼業が認められる。しかし、同一の事業所内において兼業を行おうとする場合は、派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報が別個に管理されること等、事業運営について明確な区分がなされている必要がある。

一般労働者派遣事業の許可申請手続

許可申請に際しては、下記のような書類を提出する必要がある。

なお、役員の住民票の写し及び履歴書についても、前記と同様日本医師会のような場合をヒアリングしたが、役員全員の住民票の写し及び履歴書が必要とのことであった。

- 1) 一般労働者派遣事業許可申請書
- 2) 一般労働者派遣事業計画書
- 3) 次の添付書類

(法人に関する書類)

- ・定款又は寄附行為
- ・登記簿謄本

(代表者、役員に関する書類)

- ・役員の住民票の写し及び履歴書

(資産及び資金に関する書類)

- ・貸借対照表及び損益計算書
- ・法人税の納税申告書(別表1及び4)の写し
- ・法人税の納税証明書(その2所得金額)
- ・事業所の使用権を証する書類(賃貸借契約書等)

(派遣元責任者に関する書類)

- ・派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書

(個人情報適正管理に関する書類)

- ・個人情報適正管理規程

印は一般労働者派遣事業を行う事業所ごとに作成・提出する必要がある書類

(3) 「無料職業紹介事業」の許可基準からみた整備条件

無料職業紹介事業の許可を受けるためには、以下の条件を全て満たす必要がある。(医師会として当然満たすことが出来るものについては除く)

健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること(職業安定法第33条第4項において準用する第31条第1項第1号)

1) 財産的基礎に関する条件

- ・事業を維持運営していくに足る資産又は財政的裏付けを有すること。
- ・具体的条件としては、有料職業紹介事業の許可基準に準じるとのことで、その条件を読み替えると次のようになる。
- ・資産(繰延資産及び営業権を除く)の総額から負債の総額を控除した額(以下、「基準資産額」という)が、500万円に当該事業主が無料職業紹介事業を行う(ことを予定する)事業所の数を乗じた額以上であること。
一カ所の事業所であれば500万円以上であること。
- ・事業資金として自己名義の現金・預金の額が、150万円に当該事業主が職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上であること。
- ・すなわち、一カ所の事業所の場合150万円以上であること。
- ・しかし、これらの条件は前記一般労働者派遣事業の許可基準を下回っており、前記の条件を満たせばこれも自動的に満たすことになる。(19~20ページ参照)

個人情報を適正に管理すること(職業安定法第33条第4項において準用する第31条第1項第2号)

個人情報を適切に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

1) 個人情報管理体制に関する条件

- ・求職者等の個人情報を適正に管理する、事業運営体制等が整えられていること。

2) 個人情報管理の措置に関する条件

- ・求職者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

適正に遂行することが出来る能力を有すること(職業安定法第 33 条第 4 項において準用する第 31 条第 1 項第 3 号)

事業を申請する者が、当該事業を適正に遂行することが出来る能力を有すること。

1) 代表者及び役員(法人に限る)に関する条件

- ・代表者及び役員が、欠格事由に該当する者その他適正な事業遂行を期待し得ない者でないこと。

2) 職業紹介責任者に関する条件

- ・職業紹介責任者は、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。
- ・職業紹介責任者は、職業安定機関又は職業安定局長が指定する者が行う「職業紹介責任者講習会」(1日4時間)を受講した者であること。
- ・職業紹介責任者は、当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数 50 人について 1 人を選任しなければならない。
- ・ただしこの「職業紹介責任者」は、各々の資格を満たせば、前記「一般労働者派遣事業」における「労働者派遣責任者」と重複することが出来る。

3) 事業所に関する条件

- ・無料職業紹介事業を行う事業所は、その位置、面積、構造、設備からみて職業紹介事業を行うに適切であること。
- ・無料職業紹介事業に使用し得る面積が、原則として 20 m²以上であること。
- ・ただし、この事業所のスペースは、前記「一般労働者派遣事業」における「事業スペース」と重複することが出来る。

4) 適正な事業運営に関する条件

- ・労働者派遣事業と兼業する場合にあっては、求職者に係る個人情報と派遣労働者に係る個人情報が別個に作成され、個別に管理されること等事業運営につき明確な区分がなされること。
- ・無料職業紹介事業を会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。
- ・事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと。

5) 業務規定に関する条件

- ・職業安定法の各条文の内容を含む業務の運営に関する規定を有し、これに従って適正に運営されること。
- ・「一般労働者派遣事業」と同様に、定款の事業目的の中に「無料職業紹介事業を行う」といった記載の必要性の有無について、厚生労働省東京労働局にヒアリングを行った。その結果（本省の、職業安定局需給調整事業課職業紹介事業係の回答）は、これまでに労働局として「記載してもらおう場合」と「もらわない場合」があり、その必要性の有無は医師会の所管官庁の判断によるとの回答であった。

無料職業紹介事業の許可申請手続

許可申請に際しては、下記のような書類を提出する必要がある。

役員の住民票の写し及び履歴書については、前記「一般労働者派遣事業」の場合と同様、日本医師会のような場合でも、役員全員の住民票の写し及び履歴書が必要とのことであった。

- 1) 無料職業紹介事業許可申請書
- 2) 無料職業紹介事業計画書
- 3) 次の添付書類

(法人に関する書類)

- ・定款又は寄附行為
- ・法人の登記簿謄本

(代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類)

- ・住民票の写し
- ・履歴書

(資産及び資金に関する書類)

- ・最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ・預貯金の残高証明書等所有している資産の額を証明する書類
- ・所有している資金の額を証明する預貯金の残高証明書
- ・最近の事業年度における納税申告書
- ・最近の事業年度における法人税の納税証明書

(個人情報適正管理に関する書類)

- ・個人情報適正管理規定

(業務の運営に関する書類)

- ・業務の運営に関する規定

(事業所施設に関する書類)

- ・建物の登記簿謄本(申請者の所有に係る場合)
- ・建物の賃貸借又は使用貸借契約書(他人の所有に係る場合)

(4) 「一般労働者派遣事業」と「無料職業紹介事業」の基本的許可基準の対応

「一般労働者派遣事業」と「無料職業紹介事業」の基本的許可基準の対応関係を整理したものが、図表 8 である。

紹介予定派遣を行うためには、「一般労働者派遣事業」と「無料職業紹介事業」両方の許可を取らなければならない。

しかし、図表 8 を見ても明らかなように、「一般労働者派遣事業」のみに固有な許可基準として「専ら労働者派遣でないこと（労働者派遣法第 7 条第 1 項第 1 号）」がある程度で、他の基本的許可基準は非常に似たものとなっている。

すなわち、概ね「一般労働者派遣事業」の許可基準を満たせば、一方の「無料職業紹介事業」の許可基準を満たすことになる。

特に、財産的基礎に関する条件や事業所に関する条件は、「一般労働者派遣事業」の許可基準を満たせば、「無料職業紹介事業」の許可基準も満たすことができる。

また、「一般労働者派遣事業」においては「派遣元責任者」が、「無料職業紹介事業」においては「職業紹介責任者」が必要とされるが、一定の要件を満たせば一人の職員がこれを重複することが出来ることとなっている。

なお、「一般労働者派遣事業」と「無料職業紹介事業」の事業者における定款の記載について、「一般労働者派遣事業」は事業者の事業目的の中に「一般労働者派遣事業を行う」といった記載が必要である。

一方、「無料職業紹介事業」については、定款の事業目的の中に「無料職業紹介事業を行う」といった記載の必要性の有無について、これまでに労働局として「記載してもらう場合」と「もらわない場合」があり、その必要性の有無は医師会の所管官庁の判断によるとのことである。因みに新潟県（医師会）・鹿児島県（協同組合）では、定款を変更（「無料職業紹介事業（ドクターバンク）を行う」と記載）することによって許可を得ている。

図表 8 「一般労働者派遣事業」と「無料職業紹介事業」の許可基準の対応表

一般労働者派遣事業 許可基準	無料職業紹介事業 許可基準
<p>専ら労働者派遣でないこと(労働者派遣法第7条第1項第1号)</p> <p>当該事業所が専ら労働者派遣の役務を、特定の者に提供することを目的として行われるものでないこと。</p>	
<p>雇用管理を適正に行う能力を有すること(労働者派遣法第7条第1項第2号)</p> <p>事業を申請する者が、当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を、適切に行うに足りる能力を有するものであること。</p> <p>1) 派遣元責任者に関する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣元責任者は、業務を行うための基礎的な条件を満たすとともに、職業安定局長が委託する者が行う「派遣元責任者講習」(1日6時間)を受講する必要がある。 ・ただし、この「派遣元責任者」は、「職業紹介事業」における「職業紹介責任者」と重複することが出来る。 ・派遣元責任者が苦情処理等の場合に、日帰りで往復できる地域に労働者派遣を行うものであること。 ・また、派遣元責任者が不在の場合の臨時的職務代行者があらかじめ選任されていること。 <p>2) 派遣元事業主に関する条件</p> <p>3) 教育訓練に関する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能力開発体制(適切な教育訓練計画の策定、教育訓練の施設、設備等の整備、教育訓練の実施についての責任者の配置等)の整備。 	<p>適正に遂行することが出来る能力を有すること(職業安定法第33条第4項において準用する第31条第1項第3号)</p> <p>事業を申請する者が、当該事業を適正に遂行することが出来る能力を有すること。</p> <p>1) 代表者及び役員(法人に限る)に関する条件</p> <p>2) 職業紹介責任者に関する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介責任者は、職業安定機関又は職業安定局長が指定する者が行う「職業紹介責任者講習会」(1日4時間)を受講した者であること。 ・職業紹介責任者は、当該事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数50人について1人を選任しなければならない。 ・ただしこの「職業紹介責任者」は、各々の資格を満たせば、「一般労働者派遣事業」における「労働者派遣責任者」と重複することが出来る。
<p>個人情報 を適正に管理すること(労働者派遣法第7条第1項第3号)</p> <p>個人情報を適切に管理し、派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。基本的には、個人情報保護法に対応した体制整備がなされていれば、概ね満たすことが出来る。</p> <p>1) 個人情報管理の事業運営に関する条件</p> <p>2) 個人情報管理の措置に関する条件</p>	<p>個人情報 を適正に管理すること(職業安定法第33条第4項において準用する第31条第1項第2号)</p> <p>個人情報を適切に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。</p> <p>1) 個人情報管理体制に関する条件</p> <p>2) 個人情報管理の措置に関する条件</p>
<p>派遣事業を的確に遂行するに足る能力を有すること(労働者派遣法第7条第1項第4号)</p> <p>一般労働者派遣事業を的確、安定的に遂行するに足る財産的基礎、組織的基礎や当該事業に適した事業所の確保等、一定以上の事業遂行能力を備えること。</p> <p>1) 財産的基礎に関する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産(繰延資産及び営業権を除く)の総額から負債の総額を控除した額(以下、「基準資産額」という)が、1千万円に当該事業主が一般労働者派遣事業を行う(ことを予定する)事業所の数を乗じた額以上であること。一カ所の事業所であれば1千万円以上、 ・基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること。 ・事業資金として自己名義の現金・預金の額が、8百万円に当該事業主が一般労働者派遣事業を行う(ことを予定する)事業所の数を乗じた額以上であること。 <p>2) 組織的基礎に関する条件</p> <p>3) 事業所に関する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所について、事業に使用し得る面積がおおむね20㎡以上あるほか、その位置、設備等からみて、一般労働者派遣事業を行うのに適切であること。 ・ただし、この事業所のスペースは、「職業紹介事業」における「事業スペース」と重複することが出来る。 <p>4) 適正な事業運営に関する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可申請関係書類として提出される定款については、その中の事業目的の中に「一般労働者派遣事業を行う」といった記載が必要。 	<p>健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること(職業安定法第33条第4項において準用する第31条第1項第1号)</p> <p>1) 財産的基礎に関する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産(繰延資産及び営業権を除く)の総額から負債の総額を控除した額(以下、「基準資産額」という)が、500万円に当該事業主が無料職業紹介事業を行う(ことを予定する)事業所の数を乗じた額以上であること。一カ所の事業所であれば500万円以上であること。 ・事業資金として自己名義の現金・預金の額が、150万円に当該事業主が職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上であること。一カ所の事業所の場合150万円以上であること。 <p>適正に遂行することが出来る能力を有すること(職業安定法第33条第4項において準用する第31条第1項第3号)</p> <p>事業を申請する者が、当該事業を適正に遂行することが出来る能力を有すること。</p> <p>1) 事業所に関する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料職業紹介事業に使用し得る面積が、原則として20㎡以上であること。 ・ただし、この事業所のスペースは、「一般労働者派遣事業」における「事業スペース」と重複することが出来る。 <p>2) 適正な事業運営に関する条件</p> <p>3) 業務規定に関する条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款の事業目的の中に「無料職業紹介事業を行う」といった記載の必要性の有無については、これまでに労働局として「記載してもらう場合」と「もらわない場合」があり、その必要性の有無は医師会の所管官庁の判断による。

一般労働者派遣事業 許可基準	無料職業紹介事業 許可基準
<p>民営職業紹介事業と兼業する場合の整備条件</p> <p>一般労働者派遣事業と民営(有料・無料)職業紹介事業の許可の要件をともに満たす限りにおいて、兼業が認められるものであるが、同一の事業所内において兼業を行おうとする場合は、派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報が別個に管理されること等、事業運営について明確な区分がなされていること。</p>	
<p>一般労働者派遣事業の許可申請書類</p> <p>許可申請に際しては、下記のような書類を提出する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 一般労働者派遣事業許可申請書 2) 一般労働者派遣事業計画書 3) 次の添付書類 <ul style="list-style-type: none"> (法人に関する書類) <ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄附行為 ・登記簿謄本 (代表者、役員に関する書類) <ul style="list-style-type: none"> ・役員住民票の写し及び履歴書 (資産及び資金に関する書類) <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表及び損益計算書 ・法人税の納税申告書(別表1及び4)の写し ・法人税の納税証明書(その2所得金額) ・事業所の使用権を証する書類(賃貸借契約書等) (派遣元責任者に関する書類) <ul style="list-style-type: none"> ・派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書 (個人情報の適正管理に関する書類) <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報適正管理規程 	<p>無料職業紹介事業の許可申請書類</p> <p>許可申請に際しては、下記のような書類を提出する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 無料職業紹介事業許可申請書 2) 無料職業紹介事業計画書 3) 次の添付書類 <ul style="list-style-type: none"> (法人に関する書類) <ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄附行為 ・法人の登記簿謄本 (代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類) <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し ・履歴書 (資産及び資金に関する書類) <ul style="list-style-type: none"> ・最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書 ・預貯金の残高証明書等所有している資産の額を証明する書類 ・所有している資金の額を証明する預貯金の残高証明書 ・最近の事業年度における納税申告書 ・最近の事業年度における法人税の納税証明書 (個人情報の適正管理に関する書類) <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報適正管理規定 (業務の運営に関する書類) <ul style="list-style-type: none"> ・業務の運営に関する規定 (事業所施設に関する書類) <ul style="list-style-type: none"> ・建物の登記簿謄本(申請者の所有に係る場合) ・建物の賃貸借又は使用貸借契約書(他人の所有に係る場合)

注:表中の「一般労働者派遣事業」にあつては ~ 及び、「無料職業紹介事業」にあつては ~ は、本文中の番号に対応する。

(5) 医師会が紹介予定派遣を行う場合に整備する条件のポイント

医師会が紹介予定派遣を行う場合に整備する条件、すなわち「労働者派遣法」による「一般労働者派遣事業」の許可を得るための整備条件と、「職業安定法」による「無料職業紹介事業」のための整備条件について、そのポイントを下記のように整理した。

[医師会が紹介予定派遣の法的許可を取る場合の整備条件のポイント]

- 1) 医師会の定款の中で、少なくとも「一般労働者派遣事業」を事業目的の中に明記すること。
- 2) 欠格事由に該当しない「派遣元責任者講習会」及び「職業紹介責任者講習会」を受講した「派遣元責任者」及び「職業紹介責任者」を、当該事業所に最低1名配置すること。
- 3) 一般労働者派遣と職業紹介の窓口及び業務が明確に区分できる、20 m²以上の事業所スペースを最低1か所確保すること。
- 4) 一般労働者派遣と職業紹介の業務を分けて管理できる職員を配置すること。
- 5) 個人情報保護法に対応した体制整備を行うとともに、一般労働者派遣と職業紹介の関連法規の業務規定を整備すること。
- 6) 派遣労働者に対する教育・訓練等能力開発体制を整備すること。
- 7) 医師会が派遣労働者と雇用関係を結ぶこと。
- 8) 紹介予定派遣サービスを提供する異なる事業主体間では、紹介予定派遣情報のやり取りは出来ない。このため、紹介予定派遣を希望する医師及び医療機関は、情報の提供を受けたい地域のサービスを提供する事業主体全てに、自主的に登録する必要があること。
- 9) ただし、無料職業紹介のみであれば、登録する本人が了承していれば、求職情報を異なる事業主体間でやり取り出来る。

5 紹介予定派遣の整備イメージと整備条件

(1) 整備イメージ検討に際しての前提

紹介予定派遣実現の整備条件を検討するためには、その整備イメージを予め整理しておくことが必要である。

このため、整備イメージの検討に際しての前提を、次のように置くこととした。

紹介予定派遣事業による短期的な対応

医師需給が非常に不均衡なへき地等における、当面の短期的な対応を「紹介予定派遣事業」によって行う。

短期的に実現が可能な整備形態

紹介予定派遣は、医師の需給が不均衡な地域における、早急な対応方策としての機能が求められる。

このため、想定する整備イメージは短期的に、すなわち2年程度で実現が可能な整備形態であることを前提とする。

実現可能性の高い整備形態

前記のような「短期的に実現が可能な整備形態」であることは同時に、その整備イメージに実現可能性の高い整備形態であることが求められる。

条件の整った地域から逐次実施できる整備形態

また、「短期的に実現が可能な整備形態」及び「実現可能性の高い整備形態」を重視することから、全国のへき地に一律の紹介予定派遣のサービスを同時に提供出来なくても、条件の整った地域から逐次提供出来る整備形態でもよいことを前提とする。

紹介予定派遣地域

紹介予定派遣の対象とする地域は、医師需給が定常的に不均衡な全国の医療面でのへき地を、紹介予定派遣地域とする。

また、サービス提供主体として日本医師会を想定する場合、紹介予定派遣地域は東京から日帰りが可能な地域とする。この場合の紹介予定派遣地域は、労働者派遣法によって規定されている、東京から飛行機で日帰り可能な全国の地域とする。

一方、サービス提供主体として都道府県医師会等を想定する場合は、紹介予定派遣地域は各都道府県庁から日帰り可能な地域とする。

紹介予定派遣労働者の登録

1) 職種

紹介予定派遣労働者の職種は、当面医師のみとする。

2) 登録者とその居住地域

紹介予定派遣労働者として登録する者は、基本的に日本医師会員を対象とし、その居住地域は全国とする。

紹介予定派遣先

紹介予定派遣地域において、基本的に日本医師会員が管理・経営・関与する医療機関等を、紹介予定派遣先とする。

職業紹介事業の形態

職業紹介の形態は無料職業紹介事業とする。

(2) 整備イメージの想定

前記整備の前提条件をふまえ、紹介予定派遣を実現する整備イメージとして、次のような2つの整備パターンを想定する。

[想定される整備パターン]

既存ドクターバンク発展パターン

日医・ドクターバンク平行展開パターン

既存ドクターバンク発展パターン

「既存ドクターバンク発展パターン」とは、現在既にドクターバンク事業として主に無料職業紹介事業を展開している、都道府県医師会単位の運営主体が、新たに「一般労働者派遣事業」の許可をとった上で、紹介予定派遣を行う形態である。

また、これまで無料職業紹介事業を展開してこなかった都道府県医師会に対しても、紹介予定派遣へのニーズが高い地域においては、日本医師会がその設立を働きかける。

この整備パターンの主な特徴は、次のようである。

1) 運営主体

- ・都道府県医師会或いはその関連団体等。

2) 紹介予定派遣地域及び派遣先

- ・紹介予定派遣地域は、運営主体のある都道府県内で、当該都道府県庁所在地から日帰り可能なへき地。
- ・派遣先は、上記へき地の医療機関等。

3) 紹介予定派遣医師の登録

- ・紹介予定派遣医師の登録は、基本的に当該都道府県医師会の会員医師が登録。

4) 都道府県を越えた紹介予定派遣労働者の登録

- ・都道府県を越えた紹介予定派遣医師の登録は、当該登録医師の意向（派遣希望地域・医療機関等）を基本とする。

5) 医師との間の登録・紹介の方法

- ・紹介予定派遣医師の登録及び紹介予定派遣先の紹介方法については、既存の無料職業紹介事業で行っている、ホームページ上或いは FAX でのやり取りの方法を基本とする。

6) 医療機関との間の登録・紹介の方法

- ・紹介予定派遣を希望する医療機関の登録及び医師の紹介方法についても、既存の無料職業紹介事業で行っている、ホームページ上或いは FAX でのやり取りの方法を基本とする。

7) 日本医師会の役割

- ・日本医師会は、紹介予定派遣へのニーズの高い都道府県医師会等に対して、紹介予定派遣への取組みを働きかける。
- ・このため紹介予定派遣の実現は、基本的に各都道府県医師会の取組み意向次第となる。
- ・紹介予定派遣事業は異なる事業主体間の業務提携は行えない。このため、都道府県を越える紹介予定派遣等を希望する医師・医療機関が、自主的に紹介予定派遣を希望する地域の医師会等へスムーズに登録できるよう、日本医師会は適正な振り分けを行う。
- ・ただし、無料職業紹介のみであれば、登録する本人が了承していれば、求職情報を異なる事業主体間でやり取り出来る。このため、一方で無料職業紹介に限定した形で、都道府県を越えた求職情報のネットワーク化を図る。
- ・紹介予定派遣に対するニーズや医師の登録可能性について把握するため、日本医師会は都道府県が必要とする各種調査についてこれを支援する。

日医・ドクターバンク平行展開パターン

「日医・ドクターバンク平行展開パターン」とは、前記「既存ドクターバンク発展パターン」と、日医主体による新規の紹介予定派遣体制を平行して整備し、紹介予定派遣を実施できる地域から、各々が順次紹介予定派遣を行っていく形態である。

すなわち、「既存ドクターバンク」の運営主体の内、紹介予定派遣の体制が整った都道府県は、その運営主体が紹介予定派遣を行うこととする。

一方、紹介予定派遣の体制が整っていない都道府県においては、日本医師会が紹介予定派遣を行うこととする。

この整備パターンの主な特徴は、次のようである。

1) 運営主体・形態

- ・日本医師会及び都道府県医師会（その関連団体等を含む）。
- ・日本医師会と都道府県医師会が役割分担して、全国に紹介予定派遣を行う。

2) 紹介予定派遣地域及び派遣先

- ・紹介予定派遣地域は、日本医師会が行う場合、全国の東京から日帰り可能なへき地或いは、都道府県医師会が行う場合、当該都道府県庁所在地から日帰り可能なへき地。
- ・派遣先は、上記へき地の医療機関等。

3) 紹介予定派遣医師・医療機関の登録

- ・紹介予定派遣医師・医療機関の登録は、紹介予定派遣の体制が整っている都道府県では、基本的に当該都道府県医師会（その関連機関を含む）に登録。
- ・紹介予定派遣の体制が整っていない都道府県では、基本的に日本医師会に登録。

4) 都道府県を越えた紹介予定派遣医師・医療機関の登録

- ・都道府県を越えた紹介予定派遣医師・医療機関の登録は、紹介予定派遣の体制が整っている都道府県では、基本的に当該都道府県医師会（その関連機関を含む）に登録。
- ・紹介予定派遣の体制が整っていない都道府県では、基本的に日本医師会に登録。

5) 医師との間の登録・紹介の方法

- ・都道府県医師会における、紹介予定派遣医師の登録及び紹介予定派遣先の紹介方法については、既存の無料職業紹介事業で行っている、ホームページ上或いはFAXでのやり取りの方法を基本とする。
- ・日本医師会における、紹介予定派遣医師の登録及び紹介予定派遣先の紹介方法についても、ホームページ上或いはFAXでのやり取りの方法を基本とする。

6) 医療機関との間の登録・紹介の方法

- ・都道府県医師会における、紹介予定派遣を希望する医療機関の登録及び医師の紹介方法についても、既存の無料職業紹介事業で行っている、ホームページ上或いはFAXでのやり取りの方法を基本とする。
- ・日本医師会における、紹介予定派遣を希望する医療機関の登録及び医師の紹介方法についても、ホームページ上或いはFAXでのやり取りの方法を基本とする。

7) 日本医師会の役割

- ・日本医師会は都道府県医師会等に対して、紹介予定派遣への取組みを働きかけるとともに、自ら紹介予定派遣へ取り組むこととする。
- ・日本医師会は、紹介予定派遣の体制が整っていない都道府県で、紹介予定派遣を行うことを基本とする。
- ・紹介予定派遣事業は異なる事業主体間の業務提携は行えない。このため、都道府県を越える紹介予定派遣等を希望する医師・医療機関が、自主的に紹介予定派遣を希望する地域の医師会等へスムーズに登録できるよう、日本医師会は適正な振り分けを行う。
- ・ただし、無料職業紹介のみであれば、登録する本人が了承していれば、求職情報を異なる事業主体間でやり取り出来る。このため、一方で無料職業紹介に限定した形で、都道府県を越えた求職情報のネットワーク化を図る。
- ・紹介予定派遣に対するニーズや医師の登録可能性について把握するため、日本医師会は都道府県が必要とする各種調査についてこれを支援する。

(3) 実現のための整備条件

「既存ドクターバンク発展パターン」と「日医・ドクターバンク平行展開パターン」の場合に分けて、各々の実現のための整備条件を以下に整理した。

既存ドクターバンク発展パターン

「既存ドクターバンク発展パターン」実現のための整備条件としては、各都道府県医師会等において、次のような点を整備・検討することが必要である。

1) 紹介予定派遣ニーズと医師の登録可能性の把握

都道府県医師会において、紹介予定派遣に対するニーズとともに、医師の登録可能性について把握するための検討を行う。例えば検討の一つとして、これらニーズや登録可能性把握のために、地域における医師・医療機関・大学等に対する、意向把握実態調査を行うことが考えられる。

調査の主要な視点としては、紹介予定派遣の導入による医師登録増加への影響や、医療機関からのニーズの把握といったことが考えられる。

医師の登録可能性については、一つの視点として定年前後の勤務医や、代を引き継いだ開業医といった、言わば熟練医師を対象とした登録可能性を検討することが考えられる。

2) 紹介予定派遣を行う意思決定

既存ドクターバンク(無料職業紹介)を運営している都道府県医師会(その関連団体等を含む)にあっては、一般労働者派遣事業に係る許可取得の意思決定及び、定款変更を行う。

全く新たに紹介予定派遣に取り組む都道府県医師会にあっては、一般労働者派遣事業及び無料職業紹介事業に係る、許可取得の意思決定及び手続を行う。

3) 派遣元責任者・職業紹介責任者の資格の取得

既存ドクターバンクを運営している都道府県医師会（その関連団体等を含む）にあつては、その職員が派遣元責任者の資格を取得する。

これまでドクターバンクに取り組んできていない都道府県医師会にあつては、その職員が派遣元責任者及び職業紹介責任者の資格を取得する。

4) 事業所スペースの整備

既存ドクターバンクを運営している都道府県医師会（その関連団体等を含む）にあつては、その事業所スペースを一般労働者派遣事業と無料職業紹介事業の規定に合わせて整備する。

これまでドクターバンクに取り組んできていない都道府県医師会にあつては、20 m²以上の事業スペースを確保するとともに、その事業所スペースを一般労働者派遣事業と無料職業紹介事業の規定に合わせて整備する。

5) 個別管理体制の整備

既存ドクターバンクを運営している都道府県医師会（その関連団体等を含む）にあつては、一般労働者派遣事業の個別管理体制を整備する。

これまでドクターバンクに取り組んできていない都道府県医師会にあつては、一般労働者派遣事業及び無料職業紹介事業各々の、個別管理体制を整備する。

6) 個人情報適正管理体制の整備

既存ドクターバンクを運営している都道府県医師会（その関連団体等を含む）にあつては、一般労働者派遣事業に係る個人情報適正管理体制を整備する。

これまでドクターバンクに取り組んできていない都道府県医師会にあつては、一般労働者派遣事業及び職業紹介事業各々に係る、個人情報適正管理体制を整備する。

7) 専門的教育訓練体制の整備

医師の一般労働者派遣事業に係る専門的教育訓練体制を整備する。

想定される専門的教育訓練体制としては、次のようなことが考えられる。

- ・ 医師の専門的教育訓練計画の策定
- ・ 教育訓練責任者の配置
- ・ 座学のための教育訓練施設・設備の確保

- ・教育訓練カリキュラムの策定と教材の制作
- ・教育訓練カリキュラムに対応した講師の確保
- ・必要に応じた実習教科の策定と実習現場の確保

8) 紹介予定派遣医師の確保

紹介予定派遣を事業として行っていくためには、定常的に紹介予定派遣出来る医師が登録・確保されている必要があり、こうした体制を確立する必要がある。

医師の登録・確保のために、定常的な医師の意向把握調査や、大学医局・大学卒業生組織との連携及び、外部民間企業の活用等を積極的に推進する必要がある。

9) 紹介予定派遣のための登録・紹介システムの整備

既存ドクターバンクを運営している都道府県医師会（その関連団体等を含む）にあつては、既存のホームページ等のシステムを、紹介予定派遣に対応したシステムとして修正・整備する。

これまでドクターバンクに取り組んできていない都道府県医師会にあつては、新たなホームページ等、紹介予定派遣に対応したシステムを整備する。

また、日本医師会においても、下記のような対応を図ることが求められる。

10) 紹介予定派遣問い合わせの振り分け(日本医師会)

紹介予定派遣事業は異なる事業主体間の業務提携は行えない。このため、都道府県を越える紹介予定派遣等を希望する医師・医療機関が、自主的に紹介予定派遣を希望する地域の医師会等へスムーズに登録できるよう、日本医師会は適正な振り分けを行う機能を整備する。

その機能としては、新たなホームページの制作や日医ニュース等既存媒体による、会員への情報提供が想定される。

11) 無料職業紹介に限定した求職情報の都道府県医師会ネットワーク化(日本医師会)

ただし、無料職業紹介のみであれば、登録する本人が了承していれば、求職情報を異なる事業主体間でやり取り出来る。このため、一方で無料職業紹介に限定した形で、都道府県を越えた求職情報のネットワーク化を図ることも現実的な対応として必要である。

12) 紹介予定派遣ニーズと医師の登録可能性把握のための実態調査の支援(日本医師会)
紹介予定派遣に対するニーズや医師の登録可能性について把握するため、日本医師会
は意向把握実態調査について、全国的にこれを支援することが求められる。

日医・ドクターバンク平行展開パターン

「日医・ドクターバンク平行展開パターン」実現のための整備条件としては、日本医師会及び都道府県医師会各々において、次のような点を整備することが必要である。

A 日本医師会における実現のための整備条件

1) 紹介予定派遣ニーズと医師の登録可能性の把握

日本医師会において、紹介予定派遣に対するニーズとともに、医師の登録可能性について把握するための検討を行う。例えば都道府県の協力を得て、全国的にこれらニーズや登録可能性把握のために、医師・医療機関・大学等に対する意向把握実態調査を行うことが考えられる。

調査の主要な視点としては、紹介予定派遣の導入による医師登録増加への影響や、医療機関からのニーズの把握といったことが考えられる。

医師の登録可能性については、一つの視点として定年前後の勤務医や、代を引き継いだ開業医といった、言わば熟練医師を対象とした登録可能性を検討することが考えられる。

2) 紹介予定派遣を行う意思決定

一般労働者派遣事業及び無料職業紹介事業に係る、許可取得の意思決定及び手続を行う。

3) 派遣元責任者・職業紹介責任者の資格の取得

日本医師会の職員が派遣元責任者及び無料職業紹介責任者の資格を取得する。

4) 事業所スペースの整備

20 m²以上の事業スペースを確保するとともに、その事業所スペースを一般労働者派遣事業と無料職業紹介事業の規定に合わせて整備する。

5) 個別管理体制の整備

一般労働者派遣事業及び無料職業紹介事業各々の、個別管理体制を整備する。

6) 個人情報適正管理体制の整備

一般労働者派遣事業及び無料職業紹介事業各々に係る、個人情報適正管理体制を整備する。

7) 専門的教育訓練体制の整備

医師の一般労働者派遣事業に係る専門的教育訓練体制を整備する。

想定される専門的教育訓練体制としては、次のようなことが考えられる。

- ・ 医師の専門的教育訓練計画の策定
- ・ 教育訓練責任者の配置
- ・ 座学のための教育訓練施設・設備の確保
- ・ 教育訓練カリキュラムの策定と教材の制作
- ・ 教育訓練カリキュラムに対応した講師の確保
- ・ 必要に応じた実習教科の策定と実習現場の確保

8) 紹介予定派遣医師の確保

紹介予定派遣を事業として行っていくためには、定常的に紹介予定派遣出来る医師が登録・確保されている必要があり、こうした体制を確立する必要がある。

医師の登録・確保のために、定常的な医師の意向把握調査や、大学医局・大学卒業生組織との連携及び、外部民間企業の活用等を積極的に推進する必要がある。

9) 紹介予定派遣のための登録・紹介システムの整備

新たなホームページ等、紹介予定派遣に対応したシステムを整備する。

10) 紹介予定派遣問い合わせの振り分け

紹介予定派遣事業は異なる事業主体間の業務提携は行えない。このため、都道府県を越える紹介予定派遣等を希望する医師・医療機関が、自主的に紹介予定派遣を希望する地域の医師会等へスムーズに登録できるよう、日本医師会は適正な振り分けを行う機能を整備する。

その機能としては、新たなホームページの制作や日医ニュース等既存媒体による、会員への情報提供が想定される。

11) 無料職業紹介に限定した求職情報の都道府県医師会ネットワーク化

ただし、無料職業紹介のみであれば、登録する本人が了承していれば、求職情報を異なる事業主体間でやり取り出来る。このため、一方で無料職業紹介に限定した形で、都道府県を越えた求職情報のネットワーク化を図ることも、現実的な対応として必要である。

B 都道府県医師会における実現のための整備条件

1) 紹介予定派遣ニーズと医師の登録可能性の把握

都道府県医師会において、紹介予定派遣に対するニーズとともに、医師の登録可能性について把握するための検討を行う。例えば日本医師会と一体となった、これら把握のための地域における医師・医療機関・大学等に対する、意向把握実態調査を行うことが考えられる。

2) 紹介予定派遣を行う意思決定

既存ドクターバンクを運営している都道府県医師会（その関連団体等を含む）にあつては、一般労働者派遣事業に係る許可取得の意思決定及び、定款変更を行う。

全く新たに紹介予定派遣に取り組む都道府県医師会にあつては、一般労働者派遣事業及び無料職業紹介事業に係る、許可取得の意思決定及び手続を行う。

3) 派遣元責任者・職業紹介責任者の資格の取得

既存ドクターバンクを運営している都道府県医師会（その関連団体等を含む）にあつては、その職員が派遣元責任者の資格を取得する。

これまでドクターバンクに取り組んできていない都道府県医師会にあつては、その職員が派遣元責任者及び職業紹介責任者の資格を取得する。

4) 事業所スペースの整備

既存ドクターバンクを運営している都道府県医師会（その関連団体等を含む）にあつては、その事業所スペースを一般労働者派遣事業と、無料職業紹介事業の規定に合せ

て整備する。

これまでドクターバンクに取り組んできていない都道府県医師会にあっては、20 m²以上の事業スペースを確保するとともに、その事業所スペースを一般労働者派遣事業と無料職業紹介事業の規定に合わせて整備する。

5) 個別管理体制の整備

既存ドクターバンクを運営している都道府県医師会（その関連団体等を含む）にあっては、一般労働者派遣事業の個別管理体制を整備する。

これまでドクターバンクに取り組んできていない都道府県医師会にあっては、一般労働者派遣事業及び無料職業紹介事業各々の、個別管理体制を整備する。

6) 個人情報適正管理体制の整備

既存ドクターバンクを運営している都道府県医師会（その関連団体等を含む）にあっては、一般労働者派遣事業に係る個人情報適正管理体制を整備する。

これまでドクターバンクに取り組んできていない都道府県医師会にあっては、一般労働者派遣事業及び無料職業紹介事業各々に係る、個人情報適正管理体制を整備する。

7) 専門的教育訓練体制の整備

医師の一般労働者派遣事業に係る専門的教育訓練体制を整備する。

想定される専門的教育訓練体制としては、次のようなことが考えられる。

- ・ 医師の専門的教育訓練計画の策定
- ・ 教育訓練責任者の配置
- ・ 座学のための教育訓練施設・設備の確保
- ・ 教育訓練カリキュラムの策定と教材の制作
- ・ 教育訓練カリキュラムに対応した講師の確保
- ・ 必要に応じた実習教科の策定と実習現場の確保

8) 紹介予定派遣医師の確保

紹介予定派遣を事業として行っていくためには、定常的に紹介予定派遣出来る医師が登録・確保されている必要があり、こうした体制を確立する必要がある。

医師の登録・確保のために、定常的な医師の意向把握調査や、大学医局・大学卒業生組織との連携及び、外部民間企業の活用等を積極的に推進 する必要がある。

9) 紹介予定派遣のための登録・紹介システムの整備

既存ドクターバンクを運営している都道府県医師会（その関連団体等を含む）にあつては、既存のホームページ等のシステムを、紹介予定派遣に対応したシステムとして修正・整備する。

これまでドクターバンクに取り組んできていない都道府県医師会にあつては、新たなホームページ等、紹介予定派遣に対応したシステムを整備する。

付 無料職業紹介事業に限定した医師紹介方式の考察

紹介予定派遣による、へき地等における医師需給への寄与が予想されればそれに越したことはないが、各種検討の結果、無料職業紹介事業によるこれまでの実績以上の効果が上がらないということも考えられる。

こうした状況を想定した場合の対応のあり方について、これまでの検討結果をふまえて想定しておくことも必要と考え、その考察を行った。

(1) 紹介予定派遣への取組み方について

本検討の背景には、医師需給が非常に不均衡なへき地等に対して、「紹介予定派遣」という民間事業的な仕組みを取り入れることによって、これまでなかなか進まなかった医師登録が増加し、当面の短期的な対応が図れるのではないかという期待がある。

したがって、紹介予定派遣への取組み方は、これまでの無料職業紹介事業では行わなかった民間事業的な積極的な取組みを図る等、ひとえに紹介予定派遣のための医師が確保できるかどうかにかかっている。そして、この点についてこれまでの状況をブレークスルーすることが大きく求められている。

(2) 紹介予定派遣へのニーズや医師登録が期待出来ない場合について

本検討では、前記のような理由によって、紹介予定派遣をへき地等における短期的な対応方策にするという前提で行っているものである。しかし、紹介予定派遣が上記のような期待に答えられないのであれば、これを当面積極的に導入する意味はないことになる。

すなわち、紹介予定派事業を行うためには、二つの法律で規定された様々な整備条件をクリアすることが必要となっており、こうした努力をする価値のあることが大きく求められると考えるものである。

このため、本検討では紹介予定派遣の整備条件として、紹介予定派遣ニーズと医師の登録可能性の把握・検討を提案している。また、これらの検討を活用する等して、紹介予定派遣医師の確保が事業の必須要件であることも示している。

しかし、紹介予定派遣ニーズと医師の登録可能性の把握・検討の結果、紹介予定派遣医師の確保が従来以上に期待出来ないことも考えられる。その場合には、必ずしも紹介予定派遣という形態での方策を、無理に導入しなくてもよいのではないかと考えるものである。

(3) 無料職業紹介事業に限定した医師紹介方式による対応

前記でみたような、紹介予定派遣へのニーズや医師登録があまり期待出来ない場合については、当面の対応として「無料職業紹介事業に限定した医師紹介方式」による対応が、一つの方策として考えられる。

すなわち、無料職業紹介事業であれば、労働者派遣事業と比較してとり易い（定款について、場合によっては変更しないで済む可能性もある）許可を取るだけで、雇用関係を結んでいない医師に、就業の場（短期・長期を問わず）を紹介・あっせんすることが出来る。また、医療機関に、就業（短期・長期を問わず）を希望している医師の情報を提供したり、紹介・あっせんすることも出来る。更に、無料職業紹介事業だけであれば、全国的な業務提携といったネットワークの形成も認められている。

また、都道府県医師会の中には、既に「ドクターバンク」を無料職業紹介事業の許可を取って行っているものもある。これらの医師会では新たに許可を取らないで、無料職業紹介事業の延長として熟練医師の紹介が直ぐに出来る状況にある。また北海道の事例では、熟練医師を対象にした無料職業紹介事業として、短期就業の人材紹介（「人材派遣」という呼び方で）を既に行っている形態も見られている。